

議賞聞加封直孝高虎各五萬石。後並至三十萬石。水野勝成教旨。輕自接刃。故不賞。後備後福山遂移封郡山。遂達二十萬石。本多忠朝死事無子。以兄忠政小子政朝製封。

榎原忠真父秀政康勝鴻源信吉失軍機。收其邑。令池田忠雄襲其舊封。賜蜂須賀至鎮。少將忠直遷從

三位。進參議。前田伊達。淺野氏皆官爵を進む。前將軍の季女。蒲生氏に寡する者。再び淺野氏に嫁し。次年成婚。

山に封ぜられ。遂に備後の福山に移りて。十萬石を食む。本多忠朝事に死す。子無し。兄忠政の子政朝を以て封を襲がしむ。小笠原忠真。父秀政の封を襲ぐ。榎原康勝。癌劇しくして卒す。大須賀次は。實は康勝の兄の子なり。命じて本姓。忠朝の子。忠政の父。秀政の封を失ふを責めて。其邑を收む。池田忠雄をして兄忠繼の封を襲がしめ。其舊封を以て蜂須賀至鎮に賜ふ。少將忠直は從三位に遷り。參議に進む。前田伊達。淺野氏皆官爵を進む。前將軍の季女の蒲生氏に寡する者。再び淺野氏に嫁し。次年に至りて婚を成す。

● 事のあひらぎ ● 知行を増す ● 將軍の命令 ● 戦ひのはづみ ● 一番すゑのむすめ

大須賀忠次。實康勝兒子也。命復本姓。其封以ニ大須賀氏衆屬於ニ賴宣。貴三藤田信吉失軍機。收其邑。令池田忠雄襲其舊封。賜蜂須賀至鎮。少將忠直遷從三位。進參議。前田伊達。淺野氏皆官爵。前將軍季女寡於蒲生氏者。再嫁淺野氏。至次年成婚。

閏月十一日、將軍、諸侯を率て入朝し、白金萬兩を獻す。二十七日、兩公偕に入朝。獻白金萬兩。二十日。兩公偕觀樂于二條城。奏振鉢還城樂。太平樂の諸曲を奏す。天下、大に亂れて、伶官の耗散すること數百年なり。前將軍招撫すること年有り。終に舊職に復す。朝廷の樂是より興る。

● うるふづき ● 告舞樂の名 ● 舞樂の官人 ● 人數へりたる

是より先、前將軍、貞永・建武の式目を参考し、林信勝等と議して、新式、十三條を定む。七月七日、諸侯を伏見に會して、之を頒ちて曰く、文武の道は、修めざる勿れ。佚遊羣飲は、禁ぜざる勿れ。法を犯す者は、舍す勿れ。反を謀り若しくは人を殺す者は、告げざる勿れ。諸國の民は、其所を移す勿れ。私に城郭を築く勿れ。異を立て黨を結ぶ者は、告げざる勿れ。私に婚姻を結ぶ勿れ。侯

之道。勿不修。佚遊羣飲。勿禁。犯法者。勿舍。謀反若殺人者。勿不告。諸國民勿移其私。勿私築城郭。勿私結婚姻。侯伯會同。勿齒從之。過節衣服。差勿素。無爵位者。勿乘輿。諸將士勿厭儉約。國主任人。勿不擇其器。又與關白。藤原昭實等議。定朝廷式。十七條。其略。

伯の會同は、衛從節に過ぐる勿れ。衣服の差を棄す勿れ。爵位無き者は、與に乗る勿れ。諸將士は、儉約を厭ふ勿れ。國主の人に任するは、其器を擇ばざる勿れと。又關白藤原昭實等と議して、朝廷の式十七條を定む。其略に曰く、天下は宜しく寛平の遺誠に因りて、専ら古道を學びて傍ら和歌を習ふべし。見任の三公は、宜しく諸王の上に班すべし。武家の官位は、宜しく公家の員外に在るべし。廷臣の繼嗣は、宜しく異姓を取るべからず。諸の服章は、宜しく等を踰ゆべからず。才藝異等若しくは功勞を累ねる者は、其超遷宜しく門地に拘るべからず。諸の僧官は宜しく濫授すべからず。諸の朝士の關白及び有司に違ふ者、諸の浮屠の妄に官達を冀ふ者は、皆宜しく流竄に處すべしと。

- 制度の箇錄書
- 新ちしき式目
- 憩り遊ふこと集りて酒を飲むこと
- 標註按城郭下當し有立罷結裏若勿不告一條文字を藍保脱落
- 身分による衣服の差別を亂してはならぬ
- 宇多天皇が醍醐天皇に遣されし御詔
- 現在
- 定員外
- 他家
- なみにはづる
- 官途の昇進家柄に拘はる可らず
- みだりにさづく
- 投入
- 官位の昇進

是月。封三綾田氏于大和。上野諸邑。本多正信。請毀豐臣氏祖廟。前將軍不敢私斷。終與諸王公議。請焉。有詔廢祀典。任其頽廢。十九日。將軍發伏見。八月四日至江戸。是日前將軍發二條。二十三日。至駿府。

是の月、織田氏を大和・上野の諸邑に封す。本多正信、豊臣氏の祖廟を毀たんと請ふ。前將軍敢て私斷せず。終に諸王公と議して、請ふ。詔有り。祀典を廢して、其頽廢に任せよと。十九日、將軍伏見を發して、八月四日、江戸に至る。是の日、前將軍二條を發して、二十三日、駿府に至る。

初め少將忠輝封を信濃に受け、浸く驕縱なり。善く鼓を擊つ者花井某を屢し受封信濃没。驕縱。屢々善擊。詔。忠輝馳せ至り、三將罪有りと誣ひて、死を賜ふ。越後に徒るに及びて、益々

有三將驥諫不聽。乃訴之駿府忠輝馳至。誣三將有罪。賜死。及徙二越後益驥。及至大坂。夏役行。與將軍牙騎。圖殺三人。長坂信政之嗣在焉。已而向二大和口。聽花井言。逗撓不進。前將軍東過森山。驗人實大怒。遂使人往。謂其罪。有二士。自誣以解之。前將

驥。大坂夏の役に及びて、行きて森山に至る。從兵將軍の牙騎と馳ひて、三人在殺す。長坂信政の嗣在り。已にして大和口に向ふ。花井の言を聞き、逗撓して進ます。前將軍東に歸り、森山を過ぐ。實を驗して大に怒り、遂に人をして往きて其罪を詣めしむ。二士有り。自ら誣ひて以て之を解く。前將軍信ぜず。吏を遣して之を按じ、且つ其逗撓を詰らしむ。花井、咎を山田將監に歸して、之を逐ふ。次年、前將軍、忠輝の母茶阿を召して曰く、少將驥健なり。吾れ其成立を期す。圖らざりき。荒情乃ち爾り。又擅に長坂血槍の弟を殺す。吾が在時に在りて既に然り。將軍の時は知るべし。吾れ之を絶たざるを得ず。茶阿懼れ、之を越後に報す。忠輝懼れて來り謝す。見ゆるを許さず。將軍に遣命して、之を伊勢に放たしむ。後飛驒に遷し、遂に信濃に遷す。卒す。

- もごりで我體なり
- 旗本の駕兵
- とゞこはりてぐづくナ
- 強くたけし
- 成人して必ず立派
- の大將となれると思ひき
- なまけあこたる
- 一本に如此とあり
- 遺言を以て命令して

十月。前將軍遊獵關東。逢如江戸。最上義光先。大坂役。而卒。其子家親嗣。庶兄義成。陰かに大坂に應ず。事覺る。家親に命じて義成陰應。大坂事覺。命二家親討。夷レ之。十ニ武門服章。伊豆泉頭。以爲退老之地。以期以明。年營焉。是冬。以天下盡平。令五畿七道。毀諸壘砦。發公使。巡察諸國。三年一巡。又武門の服章備らざるを以て、明春の正會に因りて之を改む。二年正月朔、侯伯將帥、爵位に隨ひて衣冠を具へ、兩府に賀正す。

十月。前將軍遊獵關東。逢如江戸。最上義光先。大坂役。而卒。其子家親嗣。庶兄義成。陰かに大坂に應ず。事覺る。家親に命じて義成陰應。大坂事覺。命二家親討。夷レ之。十ニ武門服章。伊豆泉頭。以爲退老之地。以期以明。年營焉。是冬。以天下盡平。令五畿七道。毀諸壘砦。發公使。巡察諸國。三年一巡。又武門の服章備らざるを以て、明春の正會に因りて之を改む。二年正月朔、侯伯將帥、爵位に隨ひて衣冠を具へ、兩府に賀正す。

- 稽をして樂み
- 隠居所と爲す
- 巡りみさせる
- 規定の駕東につけるしるし
- 新年を賀す

二十一日。前將軍猶子田中得疾。留四日。乃歸。將軍行。二月朔。駿府に至り。日夜看護。衣不解帶。來候。前將軍自知不起。卻月。天皇使臣二人就拜。前將軍爲中大臣。二十七日。前將軍疾を力め。衣冠して命を拜す。尋きて將軍をして天使を饗せしむ。十四日。諸侯伯を召し。諭して曰く。吾れ老いて病めり。旦夕將に地に入らんと爲さず。然りと雖も。吾れ死して將軍或は政を失はば。則ち侯伯の其器に當る者、宜しく代りて天下の柄を執るべし。天下は一人の天下に非す。吾れ何ぞ恨みんや。乃ち遺物を分賜し。罷めて國に就きて後命を俟たしむ。初め諸侯各一度。不諱の如き有らば、當に拘留累年なるべしと。是に於て、皆意外に出づ。既

にして將軍を召して曰く。吾れ諸侯に諭して曰く。將軍政を失はば、善者、之を取れと。汝、其政治を慎みて、毫も私曲有る勿れ。而して天下若し命に方ふ者あらば、親戚勳舊と雖も、宜しく速かに誅伐を加ふべしと。將軍歎歎して退く。

● 諭の臣 ● 病氣をかして ● 今にも死せんとす ● 死後の事 ● 天下は一人の專有す司きものにあり  
● 死去 ● 年を重ねて留め置かるべし ● ナトリなきして引き下がる

召義直。賴宣。賴房。誠以三善。事將軍。召其事。傳成瀬。正成。安藤直次。中

乃前將軍猶子。女不許入侍。十四日。召諸侯伯。諭曰。吾老病。旦夕將入地。吾既平定天下。將軍執大政。有日。吾不下。以後事爲憂。雖然。吾死而將軍或失政。則侯伯當其器者。宜三代執天下之柄。天下非一人之天下。吾何恨哉。乃分賜遺物。令三罷就國。以俟後命。初諸各度。有如不諱。當拘留累年。於是皆出意外。既而召將軍曰。吾諭諸侯曰。將軍失政。善者取之。汝慎其政治。勿毫有私曲。而天下若方命者。雖親戚勳舊。宜速加誅伐。將軍歎歎而退。

義直・賴宣・賴房を召して、誠むるに善く將軍に事ふるを以てす。其傳成瀬正成・安藤直次・中山信吉を召して、歸るに輔導を以てす。十七日、疾革まる。乃ち將軍を顧みて曰く、吾れ將に死なんとす。汝、天下を何と謂ふと。將軍答へて

補山信吉。易以二  
疾革。乃願將軍曰。吾將死。  
汝謂天下何。將軍答曰。將  
大亂矣。前將軍曰。善。吾可  
死也。召嫡孫家光。家光曰。汝  
賴他日治天下者也。治天下之  
道在於慈。乃薨。壽七十有五。  
葬于久能山。天皇賜鷲典甚厚。

曰く、將に大に亂れんとすと。前將軍曰く、善し。吾れ以て死す可きなりと。嫡孫家光を召して曰く、汝は他日、天下を治むる者なり。天下を治むるの道は慈に在りと。乃ち薨す。壽七十有五なり。久能山に葬る。天皇、鷲典を賜ふこと甚だ厚し。賴宣、就きて廟を建つ。

● しつかり降軍をたすけ渡りと勧まし免む ● 病氣危篤におちいる ● 翌日 ● 死者をいたみあはれむ下記物

初補原康政兄清政。輔故子信康。及世子敗棄官政出亡。晚依康政前將軍召

初め補原康政の兄、清政故の世子信康を輔く。世子敗るに及びて、官を棄てて出亡す。晩に康政に依る。前將軍召して祿を賜ふ。久能を守らしむ。尋きて卒す。長子清定留りて宗家に仕ふ。乃ち少子照久をして父の職祿を襲がしめて、之を親近す。終に臨み、其膝に枕して以て絶ゆ。將軍因りて照久をして祀事を掌

賜祿。守久能。長子清定留仕宗家。乃令三少子照久襲父職祿。久能近之。臨終。枕其膝以絶。將軍因使三照海請號廟。天海請號廟。大權現。三年。將軍以遣命改葬于下野日光山。就建新廟。四月八日畢事。既望移主正殿。天皇遣廷臣三輩宣命。贈正一位。賜號曰東照。是日將軍自江月來。次日祀焉。松井親王尊純禮を掌る。後三世益修祠宇。天下侯伯至諸外夷皆獻器材。而親王更來護廟。以爲常。後三十年詔改大權現。曰宮。現。三年。

東照公人。と爲り沈毅にして、大略有り。兵を用ふると神の如し。而して學を好み治を求め、人を愛して善く容れ、事を處するに必ず百世の後を規る。其の

● 死ぬる時 ● まつりの事 ● 十六日 ● 神靈 ● 東照大權現を東照宮と改む

好學求治。愛人善容。處事必規。百世之後。其事ニ朝廷。恭順殊至。以三鎮護王國。爲ニ己任。自執ニ儉約。不敢驕侈。最重稼穡之事。雖至微細。無不諳知。屢託遊畋。以訪疾苦。其爲政。

朝廷に事ふるに、恭順殊に至る。王國を鎮護するを以て己の任と爲し、自ら儉約を執りて、敢て驕侈ならず。最も稼穡の事を重んず。至りて微細と雖も、諳知せざるは無し。屢々遊畋に託して、以て疾苦を訪ぶ。其の政を爲すに、務めて士氣を養ひ、言路を開き、巧佞浮華の習を防ぐ。公、幼にして尾張に質たり。百舌を獻する者有り。却けて受けず。左右故を問ふ。公曰く、吾れ聞く、主將は小慧の者を取らずと。其の岡崎に在るとき、禁を犯す者二人有り。其一は面に弋し、其一は濠に網す。皆拘繫せらる。牙兵鈴木某、之を諫めんと欲すれども、未だ踏有らず。乃ち故に自ら令を矯め、池籬の鯉を取りて、煮て之を食ふ。

- 藩附きて心強し
- 兵をつかひこなすことは神のごとし
- 事を處置するには心ず百世の永き後までを考へてなす
- 己れの任務となし
- 業事々大切にす
- 山野の游獵にかこつけて人民の困みをたづぬ
- 謂言することの出来る様にし
- 小利口の者
- 禁苑に鳥獣を張りて鳥を捕り
- 献生祭廟のほりにて魚を捕る
- 捕へられて獄につながる
- 藩本の士
- 未だ其の手立なし
- いきすの經を捕りて

被拘繫。牙兵鈴木某欲諫之。未有路。乃故自鑷令。取池籬之鯉。煮而食之。

他日。公觀於池。問守者。守者告故。公大怒。欲三手斬鈴木。鈴木入。張目罵曰。噫。暗主。以禽魚易入。惡乎。得爲天下。公大悟。拋刀而入。遂釋前嫌。召二木。褒之。後語人曰。直言之功。愈一番槍。犯敵者賞。君者可侍。犯君者罰。不可測也。召在濱松。召二

他日。公、池を觀て、守者に問ふ。守者故を告ぐ。公大に怒り、手づから鈴木を斬らんと欲す。鈴木入りて、目を張りて罵りて曰く、噫。暗主禽魚を以て人に易ふ。悪んぞ天下を爲むるを得んと。公大に悟り、刀を抛ちて入る。遂に前の二木を褒し、鈴木を召して之を褒む。後に人に語りて曰く、直言の功は、一番槍人を釋し、鈴木を召して之を褒む。後に人に語りて曰く、直言の功は、一番槍に愈る。敵を犯す者は、賞、俸すべし。君を犯す者は、罰測るべからざるなりと。公の濱松に在るとき、三士人を召して事を命ず。其一人留り請ひて曰く、臣、間を承けて敢て白すこと有りと。一疏を懷より出して、獻す。公其をして讀ましめて、之を聽く。每條輔ち善しと稱す。読み畢りて、之に謂ひて曰く、爾啓して曰く、彼れ何ぞ輕卒なるや。且つ其の言ふ所、一も取るべきもの無し。君、何ぞ之を褒むると。公曰く、否。吾れ其志を褒むるなり。且つ取るべき無き者を

褒めば、則ち取るべき者至らんと。

其一人留請曰。臣承問敢有レ白出ニ疏于懷。獻焉。公使ニ其讀而聽之。每條輒稱善。讀畢謂之曰。爾後有レ所見勿レ憚於言。其人頓首出。本多正信侍坐。啓曰。彼何輕卒也。且其所言無ニ可取。君何褒之。公曰。否。吾褒其志也。且褒無レ可取者。則可取者至矣。

公嘗欲宣ニ士問之於士井利勝。利勝曰。彼不常來。臣家臣未レ知ニ其如何。公弗憚曰。汝宰我家務。在訪二人材者豈敢附權勢哉。如ニ

公嘗て一士を官せんと欲す。之を土井利勝に問ふ。利勝曰く、彼れ常には臣が家に來らず。臣未だ其如何を知らずと。公憚ばずして曰く、汝は我が家に宰たり。務は人材を訪ふに在り。材者豈に敢て權勢に附かんや。汝が言ふ所の如くんば、則ち恥を知り、義を好む者將に日に柔媚に趨らんとす。恥を知り義を好むは、國家の元氣なり。元氣消しすれば、國家衰老す。其れ能く久しからんや。昔、酒井正親、神谷某の己に禮せざるを以て、我に謂ひて曰く、彼は眞に用ふべき者なり

と。因りて請ひて其俸を倍にする。正親は公の爲に私を忘れ、士氣を獎厲す。汝が輩、何ぞ類せざると。

● 官に任用せんとす ● 执政の人 ● 異星ある者は心を曲げて權勢あるものにももねりつかんや ● よく國家長久ならず ● まことに役に立つ者なり ● 假ざる

又嘗て將軍の近臣を諭す。大意に謂ふ。天下の安危は、將軍の心に在り。宜しく思を留むべし。節義を獎め、輕薄を擯け、士民を愛し、賞罰を信にし、賜賚は

濫にする勿れ。濫にすれば則ち士怠る。人を用ふるは偏る勿れ。偏れば則ち國危し。國の臣有るは、猶ほ木の枝有るがごときなり。枝、偏大なれば則ち其根を壓す。猶ほ鷺鳥の爪翼有るがごときなり。其爪翼を愛するは、搏擊を期する所以なり。臣の用舍重んぜざるべけんや。

● 大體の主事 ● 考へなしに物を與ふ可からず ● 末大なれば根本を固ふ ● 鹿島の爪や牙を大切にするは々がて他の鳥を擊殺さんとする下心あればなり ● 臣下を用ふると否とは大事を取る可きものなり

危國之有臣。猶木之有枝也。枝偏大則豎其根。猶鷺鳥之有爪翼也。愛ニ其爪翼所以期ニ搏擊。臣之川舍可レ不レ重哉。

足利尊氏之任ニ高師直。豐臣秀吉之用ニ石田三成。皆以取三人怨矣。我亦誤用ニ大賀。殆陷ニ危禍。可レ不懲ニ乎。天下之亂起。於主將縱欲。而宰臣專事權也。涉民膏血。盈ニ之府庫。日曰ニ能臣。是爲君蓄怨耳。且恃才能者必以ニ舊法ニ迂拙。欲ニ更ニ改之。武田・上杉・今川・大内氏の衰亡せし所以は、皆此に由るなり。凡

足利尊氏の高師直に任じ、豊臣秀吉の石田三成を用ひる、皆以て人の怨を取れり。我も亦誤りて大賀を用ひて、殆ど危禍に陥れり。懲毖せざるべけんや。凡そ天下の亂は、主將の欲を縱にして、宰臣の權を専にするに起る。民の膏血を凌へて、之を府庫に盈つるを、目して能臣と曰ふ。是れ君の爲に怨を蓄ふるのみ。且つ才能を持む者は、必ず舊法を以て迂拙と爲し、動もすれば之を更改せんと欲す。武田・上杉・今川・大内氏の衰亡せし所以は、皆此に由るなり。凡そ政は其舊に因るに在り。

● 隠りて戒む ● 人民の骨折りて得た財物を取りさちつて官の廟に詫みたる者 ● けたらきある臣 ● 舊規則を以てまはり違きものとし、ともすれば改正せんと欲す

亡皆由於此也。凡政在因ニ其舊。

我嘗赴陸奥。見源賴朝榜牌。其辭曰。國事は皆泰衡の舊に事皆因ニ泰衡。之能定ニ東陸也。夫介胄之習如鐵。衣纓可三以爲金。金可三以爲虛飾。鐵可三以爲實用。國家將軍必有下喜ニ衣纓之習者。建ニ華飾。是大蠹也。我家考普度。皆與祖考普度。

我れ嘗て陸奥に赴き、源賴朝の榜牌を見る。其辭に曰く、國事は皆泰衡の舊に因ると。吾れ賴朝の能く東陸を定めしを信するなり。夫介胄の習は鐵の如く、衣纓の習は金の如し。金は以て虛飾を爲すべく、鐵は以て實用を爲す可し。國家將に衰へんとすれば、必ず衣纓の習を喜ぶ者有り。新法を建立し、其華飾を務む。是れ大蠹なり。我が家の法度は、皆祖考舊と議して、深く謀り、遠く慮りて、其の弊無きを明せり。變更する所有る勿れ。之を刀に譬ふるに、鍛錬一たび成りて、之を子孫に傳ふ。子孫各々好尚を異にし、數々治工に附せば、則ち刀は終に用ふべからず。凡そ故家に貴ぶ所は、其の舊製を存し、舊臣を養ふを以てのみ。侯伯將士は皆我と苦勞を同じくする者なり。子孫も亦宜しく與に富貴を同じくすべし。故なくして之を滅絶せしむる勿れ。其祖先の忠に酬ゆる所以なり。

● 高札 ● よきひかぶと ● 衣冠束帶 ● 大害 ● 年老いたる人 ● すきこのみ

舊議深謀遠慮期ニ其無ビ弊勿有所ニ變更醫之刀鍛鍊一成傳ニ之子孫子孫各異ニ好尙數附ニ工則刀終不可用矣凡所貴於ニ故家者以下其存ニ富製養中舊臣上焉爾侯伯將士皆與我同ニ苦勞者子孫亦宜三與同ニ富貴勿三無故滅ニ絶之所ニ以酬ニ其祖先之忠也

凡所謂忠者豈獨忠於ニ徳川氏哉乃忠於天也我亦忠於天者故天授之以ニ大柄然自有其柄柄顯奢怠惰天將奪之矣故吾主ニ岡崎主ニ關東攻守ニ三道治亂定ニ天下

岡崎に主たるや隣國の攻守を慮り、關東に主たるや、二道の治亂を慮り、天下を定むるや、四境の安危を慮り、未だ嘗て一日も懈怠せず。夫れ折衝禦侮して以て王國を守るは、武臣の職然りと爲す。武臣にして武を遺るゝは、是れ其職を竊むなり。懼れざる可けんやと。公少きとき、武田氏と兵を連ぬ。後に武備を講ずるに、多く其法を取る。或ひと説きて曰く、武田の箭は、必ず其鋒を甘くす。人に中りて抜け難からしむるなり。請ふ之に微へと。公顰頷して曰く、忍びんや。孰か天下の民に非ざらんと。因りて令して曰く、徳川の箭は、必ず其鋒を固く

せよ。人に中りて抜け易からしむるなりと。公幼にして今川氏の育する所と爲る。今川義元の墓、桶峠に在り。公過ぐる毎に必ず下拜す。其仁且つ義は、蓋し天性なり。

●天下を治むる權 ●一本に士民とあり ●敵のつきくるはこさきに當りて之を撫き侮を防ぐ ●やじりをゆるくつける ●顎をしかめて

將軍襲職。一奉ニ其訓誠。以綏ニ撫天下。五年夏。將軍入朝。正則。關原の役に功を負みて驕横なり。嘗て公人伊奈今成を殺す。大阪の役に、陰かに謀を城中に通す。又擅に城郭を増築し、酷だ殺戮を嗜む。國民、生を聊んぜず。是に於て、將軍、井伊直孝と策を決して、

鳥居忠政をして、正則に江戸の第に就きて命を傳へ、之を津輕に放たしむ。其太  
驕横。嘗殺二公入伊奈今成。大坂之役。陰通謀坂城中。又擅増築城郭。民不聊生。於是將軍與二井伊直孝決策。使下鳥居忠政就三正則于ニ江戸第二傳命。放中之津輕以ニ其太歸改放信濃給ニ七萬石邑。舉ニ其舊封賜レ於ニ淺野氏。徙封ニ參議賴宣于ニ紀伊。所食如故。自是尾張紀伊水戸。稱爲ニ三家。諸侯無敢抗禮。義直慈仁。賴宣雄豪。賴房謙遜。賴房特不之國。冠譜第將帥。以護幕府。

● 治め安んず ● 心むごりはしいまゝなり ● 安心してくらすことが出来ぬ ● あまり過認 ● 對等の  
體 ● 譜第大名の頭

是歲復立花宗茂の舊封を復し、松平忠明を郡山に徙す。大坂を以て鎮府と爲し、動舊の一將を遣して之を守らしむ。稱して城代と爲す。六年、京橋・玉造兩成。造大番頭。半部城更成。與ニ一條城同。於是毀伏見城獨置奉行。比於ニ界浦奈良長崎佐渡。七年、將軍女を禁内に納れて、女御に備ふ。後に中宮に進み、東福門院と稱す。是の歲、田中氏に嗣無く、國除かる。

● 大和の國に在り ● 騰勢ある舊臣 ● 更任に守備せしも

八年秋、最上家親の後嗣義俊、族屬を統ぶる能はざるを以て、國除かる。冬、本多正純罪有りて、出羽に放たる。初め正純の父正信老中たり。東照公嘗て其封を増さんと欲す。辭して曰く、臣、恩眷を叨にして、矢石の勞無し。之に封土八年。秋。最上家親後嗣義俊、族屬を統ぶる能はざるを以て、國除かる。冬、本多正純罪有りて、出羽に放たる。初め正純の父正信老中たり。東照公嘗て其封を増さんと欲す。辭して曰く、臣、恩眷を叨にして、矢石の勞無し。之に封土

罪。放<sup>レ</sup>子<sup>ニ</sup>出<sup>レ</sup>羽<sup>一</sup>。正純父正爲<sup>ニ</sup>老中<sup>一</sup>東公嘗欲<sup>レ</sup>增<sup>ニ</sup>其照信初封<sup>一</sup>辭<sup>一</sup>曰<sup>レ</sup>臣<sup>ニ</sup>明<sup>ニ</sup>恩<sup>ニ</sup>眷<sup>ニ</sup>而無<sup>ニ</sup>矢石之勞<sup>ニ</sup>加<sup>ニ</sup>自安<sup>ニ</sup>願<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>其<sup>ニ</sup>賜<sup>レ</sup>臣<sup>ニ</sup>者<sup>ニ</sup>益<sup>ニ</sup>養<sup>ニ</sup>武<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>鎮<sup>ニ</sup>平<sup>ニ</sup>天<sup>ニ</sup>下<sup>ニ</sup>而<sup>ニ</sup>臣<sup>ニ</sup>得<sup>ニ</sup>送<sup>ニ</sup>老<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>其<sup>ニ</sup>間<sup>ニ</sup>何<sup>ニ</sup>観<sup>ニ</sup>若<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>遂<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>二<sup>ニ</sup>萬<sup>ニ</sup>石<sup>ニ</sup>終<sup>ニ</sup>後<sup>ニ</sup>東<sup>ニ</sup>照<sup>ニ</sup>公<sup>ニ</sup>者<sup>ニ</sup>五<sup>ニ</sup>旬<sup>ニ</sup>而<sup>ニ</sup>沒<sup>ニ</sup>正<sup>ニ</sup>純<sup>ニ</sup>嘗<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>關<sup>ニ</sup>原<sup>ニ</sup>役<sup>ニ</sup>解<sup>ニ</sup>將<sup>ニ</sup>軍<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>父<sup>ニ</sup>原<sup>ニ</sup>正<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>

を加へらるゝは、誠に自ら安んぜず。願はくは其の臣に賜ふ者を以て、益々材武を養ひて、以て天下を鎮平し、臣、老を其間に送るを得ば、何の睨<sup>タマリ</sup>か之を若かんと。遂に二萬石を以て終る。東照公に後<sup>お</sup>ること五旬にして没す。正純嘗て關原の役に於て、父を斬りて以て將軍の過<sup>あやまち</sup>を解かんと請ひ、頗る得色有り。安藤直次、人材<sup>じざい</sup>に語りて曰く、倫<sup>りん</sup>を傷けて以て名を要む。必ず終を令くせざらんと、駿府の執事と爲るに及びて、興國寺城の工卒<sup>こうそつ</sup>誤りて公邑<sup>こうい</sup>の民を殺す。邑宰<sup>いさみ</sup>債<sup>ばい</sup>を城主天野康景<sup>かうけい</sup>に求む。康景<sup>がへん</sup>肯<sup>かね</sup>ぜず。乃ち正純に因りて之を訴<sup>うつた</sup>ふ。東照公素より康景の忠良なるを知る。輒<sup>たやすく</sup>決せず。正純、康景を誣<sup>うそ</sup>ひて、之をして卒<sup>そつ</sup>を斬りて之を償<sup>つぐな</sup>はしむ。康景不<sup>ふ</sup>幸<sup>さ</sup>を殺すに忍びず。乃ち封<sup>くわ</sup>を棄てて出亡す。東照公之を復せんと欲す。其の病みて卒<sup>そつ</sup>するに會ひて止む。世之を寛<sup>ひん</sup>とす。

● 一族及び臣下 ● 戰功なし ● 得意<sup>うき</sup>しき顔色 ● 人の道を破りて名譽を顧ふ必ず善き生涯を終ふる能はざらん ● 公邑の長 ● 郡名<sup>き</sup>書

過<sup>ご</sup>頗<sup>は</sup>有<sup>ニ</sup>得<sup>ニ</sup>色<sup>ニ</sup>。安藤直次語<sup>レ</sup>人曰<sup>レ</sup>傷<sup>レ</sup>倫<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>要<sup>ニ</sup>名<sup>ニ</sup>必<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>終<sup>ニ</sup>也<sup>ニ</sup>及<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>駿府執事<sup>ニ</sup>。興國城工卒<sup>ニ</sup>城良<sup>ニ</sup>不<sup>ニ</sup>輒<sup>ニ</sup>決<sup>ニ</sup>正<sup>ニ</sup>純<sup>ニ</sup>誣<sup>ニ</sup>康<sup>ニ</sup>景<sup>ニ</sup>令<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>斬<sup>レ</sup>卒<sup>ニ</sup>債<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>。康<sup>ニ</sup>景<sup>ニ</sup>不<sup>ニ</sup>忍<sup>レ</sup>殺<sup>ニ</sup>不<sup>ニ</sup>卒<sup>ニ</sup>乃<sup>ニ</sup>棄<sup>レ</sup>封<sup>くわ</sup>出<sup>レ</sup>亡<sup>ニ</sup>。東照公欲<sup>レ</sup>復<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>。會<sup>ニ</sup>其<sup>ニ</sup>病<sup>ニ</sup>卒<sup>ニ</sup>而<sup>ニ</sup>止<sup>ニ</sup>世<sup>ニ</sup>寛<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>。

有馬晴信の阿媽港人<sup>あまかうじん</sup>を誅<sup>レ</sup>せしとき、正純の僚吏岡本大八、晴信の賞を希<sup>ス</sup>ふを搆<sup>ハ</sup>ぐ。晴信故を以て敗<sup>ル</sup>。大久保忠隣の冤<sup>いん</sup>、世のひと赤以て正純父子の爲す所とするや、誑<sup>アグジ</sup>きて其貨<sup>カハ</sup>を取<sup>ル</sup>。事覺<sup>ル</sup>れて罪に抵<sup>ハ</sup>る。獄中に在りて、晴信の陰<sup>いん</sup>事を告ぐ。正純時に小山の三萬石を食む。將軍の時に及びて、宇津宮<sup>うづのみや</sup>の十五萬石を食爲す。正純時に小山の三萬石を食む。將軍の時に及びて、宇津宮<sup>うづのみや</sup>の十五萬石を食む。安藤直次曰く、正純將<sup>ニ</sup>禍<sup>ハ</sup>に及ばんとす。是の歲<sup>ハ</sup>、使<sup>ハ</sup>を奉じて山形に赴く。其の壘<sup>ハ</sup>を増<sup>シ</sup>、擅<sup>ハ</sup>に部屬<sup>ハ</sup>を殺すを以て、封<sup>くわ</sup>を收めて放たる。其子弟<sup>ハ</sup>前後して皆死す。獨り叔父正重の後<sup>ハ</sup>存す。九年七月、世子家光京師に觀す。將軍因りて上書して事を致す。世子時に正三位大納言たり。八月入朝して、正二位に進み、内大臣に遷り、征夷大將軍に任せらる。

● 内蕃事 ● 父母にかゝることす ● 哀んど同時 ● 子孫は残る

先レ是參議忠直貢功歟。望放。其子弟前後皆死。獨叔父正重之後存焉。九年七月世子家光觀京師。將軍因上書致數不奉法。又縱酒色。殺不辜。幕府數以密旨易之。不収。是歲放之。後荻原剃髮號一伯。豐後荻原。刺元年徙封三子光長。子二後。後三世以不能馭其下。徙之美作。食五萬石。其弟忠昌直政。皆有功於二大

是より先、參議忠直功を負みて、歎望し、數々法を奉ぜず。又酒色を縱にし、不辜を殺す。幕府數々密旨を以て之を勗む。悛めず。是の歲之を豊後の荻原に放つ。剃髮して一伯と號す。寛永元年、徙して其子光長を越後に封す。後三世其下を馭する能はざるを以て、之を美作に徙して、五萬石を食ましむ。其弟忠昌・直政皆大坂の役に功有り。忠昌は河中に封ぜられ、尋きて高田に徙る。是に於て、之を越前に封す。三十萬石を食ましむ。直政は初め大野に支封せられ、後に出雲の十八萬石に封ぜらる。一伯の敗に、本多成重、復た幕府に歸り、列して諸侯と爲る。

● 不平を讐く ● 命令に従はず ● 内々の恩召を以て忠直の改心をうながす ● 治むる ● 分家して對比する

三年八月、前將軍・將軍共に入観す。九月六日、天皇、二條城に幸す。兩將軍入観。九月六日、天皇幸予二條城。兩將軍率諸侯伯一揆之。前將軍遷太政大臣。將軍遷右大臣。於是義直・賴宣・忠長は、並に大納言に累遷し、賴房及び前田利光・伊達政宗、

島津家久は、並に權中納言に累遷す。忠長は、將軍の弟なり。是の歲、前將軍の夫人從二位淺井氏薨す。四年、蒲生忠郷卒す。嗣なし。國除かる。後數歳にして、弟忠知卒す。亦嗣なし。國除かる。白川の十萬石を以て、丹羽長重を封す。賴宣忠長並累遷大納言。賴房及前田利光・伊達政宗・島津家久並累遷權中納言。忠長・將軍弟也。是歲前將軍夫入往二位淺井氏薨す。四年、蒲生忠郷卒す。嗣なし。國除。後數歲、弟忠知卒す。亦無嗣。國除。以ニ百川十萬石封丹羽長重。

● 胡廷に參内す ● 引續きて過み

七年九月、天皇位を皇女に譲る。諱は興子といひ、徳川氏の出なり。是を明正七年九月天

皇女諱興子。徳川氏出也。是爲明正天皇。將軍遣酒井忠勝。松平信綱。皆忠信綱賀之。詔以忠勝爲少將。從信綱爲侍從。皆不敢拜。前將軍薨。壽五十四。增上寺に葬る。前將軍位は從一位に至り。官は

天皇と爲す。將軍、酒井忠勝・松平信綱を遣して之を賀せしむ。詔して忠勝を以て少將と爲し。信綱を侍從と爲す。皆敢て拜せず。幕府に告げて後に受く。八年始めて少老職を置き、老中を副けて、諸雑事を掌らしむ。九年正月二十四日、前將軍薨す。壽五十四なり。増上寺に葬る。前將軍、位は從一位に至り、官は太政大臣に至る。正一位大相國を贈り、台徳と謚す。台徳公は人と爲り、勤謹和厚なり。朝廷外舅の故を以て、禮秩等を異にする。而して公は益々小心なり。嘗て禁内に在りて、獨り便室に休す。或ひと之を聞ふに、公、衣冠肅然として、情容ある莫し。其の東照公に事ふるに心を盡して、懽を承く。微細の事に至るまで、咨稟せざるはなし。關原の役に、公、事に及ばず。而して兄秀康、弟忠吉皆功あり。

●幕府に相談して ●若年寄 ●よくつとめつしみ深くもだやかにして人情あつし ●禮秩等特別にす ●もつもいて休息する部屋 ●うやくし ●なまけるやうす ●申上げて相談せざるはなし ●戦争に間に合はず

其歳、東照公、諸大臣を召し、問ひて曰く、吾れ繼嗣を定めんと欲す。誰か可なる者ぞと。井伊直政は忠吉を右け、本多正信は秀康を右く。大久保忠隣曰く、家子資望已に定る。宜しく動搖すべからず。且つ今より以往、擾亂の才是、守成の器に若かざるなりと。東照公、之を頷く。公、之を聞けども、直政・正信に即まに往きて候ひ視る。使者、旦夕に往来し、寢食は報に隨ひて加損す。

其歳、東照公、諸大臣を召し、問ひて曰く、吾れ繼嗣を定めんと欲す。誰か可なる者ぞと。井伊直政は忠吉を右け、本多正信は秀康を右く。大久保忠隣曰く、家子資望已に定る。宜しく動搖すべからず。且つ今より以往、擾亂の才是、守成の器に若かざるなりと。東照公、之を頷く。公、之を聞けども、直政・正信に即まに往きて候ひ視る。使者、旦夕に往来し、寢食は報に隨ひて加損す。

●世嗣 ●相續人 ●亂を治め鎮むる才ある者は成功を守る器量あるものには及ばず ●遺恨を残さず  
●使者の病状報知によりて軽快なりといへば増し重しといへば減る

直政正信。而忠吉亦隣。忠隣。益與之厚。每來江戸。輒館其第一公。以同母故。最愛忠吉。忠吉疾病。公親往其館候視。使者旦夕往来。廢食隨報。加損。

又庶兄故。以庶兄故。最も秀康を重んす。凡そ西諸侯の會同する者、火器を齎すを得す。秀康嘗て江戸に赴くに、銃隊を具へて、碓氷關に入る。關吏呵禁す。秀器。秀康嘗て赴江戸。具銃隊。入碓氷關。關吏呵禁。秀康曰。汝不知越前宰相乎。公聞而驚。命吏勿問。自迎ニ謝之。及其卒。悼惜殊至。東照公嘗て義直賴宣。賴房を以て公に屬して曰く。我れ百歳の後。善く之を視よと。公常に其言を念ふ。故に特に三家を愛重す。

● 錫砲 ● 固守 ● いたみをしむこと甚だし ● たのむ  
凡そ公、宗族、功臣の喪を聞く毎に、燕樂の時と雖も、必ず容を變じて涕を

殊至。東照公嘗て義直・賴宣・賴房三属於公曰。我百歳後。善視之。公常念其言。故特愛重三家。

隠す。其出行に、既に駕を戒めて止むれば、則ち親ら徒御に面して之を罷めしむ。嘗て行を戒む。漏刻期を報す。公方に食す。箸を捨てて出でて曰く。信失ふべからざるなりと。居常、耽嗜する所なし。特に儒術を崇び、書及び歌を好む。諸々の武技、皆其精を究む。而して以て臣下に倣らす。故を以て、諸の宿豪傑皆馴服す。嘗て其下に謂ひて曰く。織田・豊臣の二子は、喜びて人の事ふる所と爲れり。家君は則ち喜びて人を使へり。異なる所以なりと。故を以て、諸の政治は皆東照公に效ふ。而して最も人を選むに慎む。

● 宴を張りて樂む ● 一本に從側とあり供廻の書 ● 時計が約束の時間を報ず ● 約束を述べてはならぬ  
● 平生よりいたのしむものはなし ● 德川家康 ● 人選に大事を取る

族功臣之喪。雖燕樂之時。必變容隠涕。其出行既戒。駕而止。則親面御罷之。嘗レ行漏刻報期。公方食。舍箸而出。曰。信不可失也。居當無所耽。嗜。特崇儒術。武技皆究。其精而不以倣。臣下。以故諸宿將豪傑皆馴服焉。嘗謂其下曰。織田・豊臣の二子は、喜びて人の事ふる所矣。所以異也。以故諸政治皆效東照公。而最慎於選人。

將軍の幼きとき、雅樂頭酒井忠世・大炊頭土井利勝・伯耆守青山忠俊を以て傳と

將軍之幼以

雅樂頭酒井  
忠世。大炊頭  
土井利勝。伯  
善守青山忠  
俊爲傳。忠世以  
嚴利勝以和。  
忠俊以直。

爲す。忠世は嚴を以てし、利勝は和を以てし、忠俊は直を以てして、共に心を盡して輔導す。利勝常に燕樂に侍し、間に乘じて説きて曰く、願はくは伯者の言を聽け。不らずんば則ち雅樂之を何とか謂はんと。秀軍輒ち悟る。酒井忠利の子忠勝、扈從より側用人と爲る。公又以て傳と爲す。亦大に職に稱ふ。

- もりやく ● 補け道く ● 能き折を見 ● 小姓 ● 大臣人物が其職に適應す
- もりやく ● 補け道く ● 能き折を見 ● 小姓 ● 大臣人物が其職に適應す

公既薨。諸臣  
欲<sup>レ</sup>祕<sup>レ</sup>之。忠勝  
以<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>不<sup>可</sup>。即  
夜發喪。於<sup>レ</sup>是<sup>ニ</sup>  
將軍下<sup>レ</sup>教。盡<sup>レ</sup>  
召<sup>ニ</sup>諸侯伯。親<sup>ニ</sup>  
將軍薨<sup>ニ</sup>矣。諸侯  
薨<sup>ニ</sup>矣。前<sup>ニ</sup>

公既薨。諸臣之を祕せんと欲す。忠勝以て不可と爲し、即夜喪を發す。是に於て、將軍教を下して、盡く諸侯伯を召し、親ら出でて之に面して曰く、前將軍薨<sup>ニ</sup>矣。諸侯或は天下を冀望せば、則ち唯其欲する所のまゝなり。然れども家光既に軍職に係る。當に弓箭を以て之を授受すべしと。諸侯、愕然として未だ答へず。伊達政宗進みて言ひて曰く、孰か徳川氏の恩澤を被らざらん。今日

敢て異心を挾む者あらば、政宗請ふ、先づ往きて之を踩<sup>シテ</sup>せんと。衆、同聲にて答へて曰く、誠に中納言の陳する所の如しと。乃ち退く。是の歲、始めて大目附を置き、専ら監察を掌らしむ。

君或冀<sup>ニ</sup>望天  
下。則唯其所<sup>レ</sup>  
欲<sup>ニ</sup>然<sup>ニ</sup>家<sup>ニ</sup>光<sup>ニ</sup>既<sup>ニ</sup>  
係<sup>ニ</sup>軍<sup>ニ</sup>職<sup>ニ</sup>當<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>  
弓箭<sup>ニ</sup>授<sup>レ</sup>受<sup>ニ</sup>之<sup>ニ</sup>。

六月。徙<sup>ニ</sup>封<sup>ニ</sup>池<sup>ニ</sup>  
田<sup>ニ</sup>光<sup>ニ</sup>政<sup>ニ</sup>于<sup>ニ</sup>備<sup>ニ</sup>  
前<sup>ニ</sup>初<sup>ニ</sup>光<sup>ニ</sup>政<sup>ニ</sup>父<sup>ニ</sup>  
利<sup>ニ</sup>隆<sup>ニ</sup>封<sup>ニ</sup>播磨<sup>ニ</sup>  
叔<sup>ニ</sup>父<sup>ニ</sup>忠<sup>ニ</sup>雄<sup>ニ</sup>封<sup>ニ</sup>  
元<sup>ニ</sup>和<sup>ニ</sup>中<sup>ニ</sup>光<sup>ニ</sup>政<sup>ニ</sup>  
嗣<sup>ニ</sup>徒<sup>ニ</sup>于<sup>ニ</sup>因<sup>ニ</sup>幡<sup>ニ</sup>

六月、池田光政を備前に徙封す。初め光政の父利隆は播磨に封ぜられ、叔父忠雄は備前に封ぜらる。皆元和中に卒す。光政嗣ぎて、因幡・伯耆に徙る。是に至りて、忠雄の子光仲と封を易ふ。是より先、台徳公の女、大坂に適きて寡なり。改めて本多忠政の婦と爲る。女を生む。是に於て、其女を以て光政に妻はす。是の月、加藤忠廣異圖有り。發覺す。國除かれ、出羽に放たる。細川忠興を肥後に徙封し

忠興の舊封を割きて、小倉を小笠原忠眞に、中津を其兄の子長次に賜ふ。大坂の功を追賞するなり。後に幕府、加藤・福島二氏の遺胤を索め、召して之を祿して其祀を存す。

● 調替す ● やもめとなる ● 反逆を企つ ● 血統の若

伯耆至是與忠雄子光仲易封。先是台徳公女適大坂而寡。改爲本多忠政之婦。生女於是以其女妻光政。是月加藤忠廣有異圖。發覺。國除。放于出羽。徒封細川忠興于肥後。割忠興舊封。賜于小笠原忠眞。中津于其兄子長次。追賞大坂之功也。後幕府索加藤福島二氏遺胤。召而祿之。以存其祀。

十月。收大納言忠長封忠長與將軍同母。幼字國松。爲三母氏所鍾愛。將軍爲世子時。內外流言。幕府有易。

十月。大納言忠長の封を收む。忠長は將軍と同母なり。幼字を國松と曰ふ。母子の鍾愛する所と爲る。將軍の世子たりし時、内外流言す、幕府、嫡を易ふる意ありと。世子の乳母春日局といふ者、駿府に往きて、之を告ぐ。居ること數月なり。東照公、人をして將軍に言はしめて曰く、久しく幼孫を見ず。盍ぞ來り見えしめざると。兩公子乃ち來り見ゆ。公、世子を上座に迎ふ。忠長躍ぎて升ら

んと欲す。公曰く、叱。汝敢て斯の座に升らんと欲するかと。坐定り、饌を供す。公、其一を取りて、左右に命じて曰く、竹千代に進めよと。其一を取り忠長に投與して曰く、阿國之を喫せよと。衆望是に於て定る。

● 母に甚だしく愛せらる ● 二人の若君 ● 制止する語 ● 莫子 ● 衆人の人望がこゝにて決定す

世子爲大納言。在西城。城濠多鳧。忠長手發銃獲一鳧。以示夫人。夫人悅甚。命宰之。俟台徳公入。喪焉。公嘆之。阿國所獲也。

世子爲大納言と爲り、西城に在り。城濠に鳧多し。忠長手づから銃を發して、一鳧を獲て、以て夫人に示す。夫人悦ぶこと甚だし。命じて之を宰し、台徳公の入るを俟ちて斂す。曰く、阿國の獲る所なりと。公悦びて之を啖ひ、問ひて曰く、且つ何處に之を得しかど。具に對ふるに實を以てす。公、呻を吐きて、怒りて曰く、何ぞ此大怪事を得る。西城は誰の居る所と謂ふかと。乃ち其從者を罪す。

忠長既に長す。元和中甲斐に封せられ、寛永中參河・遠江を増封せらる。既にし

問曰。且何處得之。具對以實。公吐哺怒曰。何得此怪事。謂西城誰所居乎。乃罪其從者忠長既長。元和中。封甲斐。寬永中。增封參河遠江。既而驕恣。失驕於二台德公。公擅有疾。田獨自如。公疾病。將軍爲請召見之。不許。及公薨。忠長無威容。嗜殺喜怒無常。於是將軍既除服。乃收其封。置之高崎。附城主安藤重長。忠長不悛。次年重長受命。調使自殺。自是參河甲斐直隸。征夷府。府兵是時有大番及書院扈從兩番。更戍駿府。

て驕恣なり。驕を台徳公に失ふ。公之を擯けて國に就かしむ。公の疾有るに及びて、田獵して自如たり。公疾病なり。將軍爲に之を召見せんと請ふ。許さず。公の薨するに及びて、忠長、威容なく、殺を嗜みて、善怒常なし。是に於て、將軍既に服を除く。乃ち其封を收めて、之を高崎に置き、城主安藤重長に附す。忠長悛めず。次年重長命を受けて、諷して自殺せしむ。是より參河甲斐は直に征夷府に隸す。府兵は是の時、大番、及び書院、扈從の兩番有り。更に駿府を戍る。

● 西の丸 ● 料理 ● 口にせる食物を吐き出して ● 大にけしからぬ事 ● 心おどりてきまゝに振舞ふ ● 眠して遊び平氣なり ● 悪む様子 ● 悪聞となる

十年。堀尾氏無し。國除かる。次年京極氏を徒封す。後三年亦嗣無し。封を

收め、其胤子を召して、播磨の地六萬石を賜ふ。十一年、將軍入朝す。從一位に進み、左大臣に遷る。始めて京師に町奉行を置き、市人の訟獄を斷ぜしむ。

● 血すぢを引きたる者 ● 市民の訴訟を裁判せしむ

十四年。十月。故小西氏餘黨。以邪蘇教。煽民。據肥前。島原に據りて亂

軍下。敵西海諸侯。遣板倉重昌。

時之。尋遣松平信綱。命水野勝成。賛謀焉。未至。十五年正月朔。重昌戰死す。信綱至る。城陥る。賊の渠帥十餘人を誅し、斬首四萬。

十四年十月、故小西氏の餘黨、邪蘇教を以て民を煽し、肥前の島原に據りて亂を作す。將軍教を西海の諸侯に下し、板倉重昌を遣して其軍を監して、之を討たしむ。尋きて松平信綱を遣し、水野勝成に命じて謀を賛けしむ。未だ至らず。十五年正月朔、重昌戦死す。信綱至る。城陥る。賊の渠帥十餘人を誅し、斬首四萬なり。邪蘇の禁を海内に申す。

● 駆動し ● かしら

石。十一年。將軍入朝。進從一位。遷左大臣。始置京師町奉行。斷市人訟獄。

十四年十月。故小西氏の餘黨。邪蘇教を以て民を煽し、肥前の島原に據りて亂を作す。將軍教を西海の諸侯に下し、板倉重昌を遣して其軍を監して、之を討たしむ。尋きて松平信綱を遣し、水野勝成に命じて謀を賛けしむ。未だ至らず。十五年正月朔。重昌戦死す。信綱至る。城陥る。賊の渠帥十餘人を誅し、斬首四萬なり。邪蘇の禁を海内に申す。

● 駆動し ● かしら

## 申三郎蘇榮於海內

十六年。始置大老職。以土井利勝爲之。免于老中連署。而猶參一大議。十七年。生駒氏嗣無し。國除かる。十八年。將軍、長氏無嗣。國除。十八年。將軍。長子家綱。

是歲。初置勘定奉行數員。定奉行數員。掌錢穀。以松平正綱告老。

也。正綱實大河内秀綱者。子。冒松年。九月。天皇諱。封于子。甲斐。

孫にして。正綱に養はる。二十年九月。天皇位を皇兄紹仁に譲る。是を後光

明天皇と爲す。天皇の正保元年。將軍二子綱重を生む。後に中將と爲り、館林に封ぜらる。

に封ぜらる。二年三子綱吉を生む。後に中將と爲り、館林に封ぜらる。

幕府の諸卿。歌人。隠居したる故なり。財政を整理することに功也。會計。妻腹の孫

平氏。長於理財。歷事三世。常爲度支副子信綱。秀綱。庶孫。而養於正綱。二十

年。九月。天皇諱。封于子。甲斐。二年。生三子綱吉。後爲中將。封于館林。

慶安四年四月二十日。將軍薨す。年四十八なり。日光山に葬る。官位を贈ること前代の如し。大猷と謚す。大猷公幼にして英偉なり。東照公之を器とす。台徳公を戒めて曰く、嫡を易ふるは、亂の本なり。且つ竹千代は、後に必ず其名將とならん。宜しく速かに諸貳に定むべしと。其保傳を戒めて曰く、父必ず其子の己に類するを求むるは、是れ協はざるの原なり。宜しく其器に因りて之を成就すべし。吾が三郎に於ける、終身の憾有り。汝が輩將軍をして再び憾みしむる勿れと。長するに君びて、聰明勇決にして、恩威竝び行はる。東照・台徳の世は、諸の巨藩、各々自ら偃蹇す。其會同には、將軍或は之を郊迎して、禮分未だ定らず。

● すぐる ● 残量あるものとす ● あとづき ● もりやく ● 信康 ● 思愛と威嚴と ● 家康と秀忠と ● ふしだかまる ● 江戸の入口に迎ふ ● 分限に應ずる體式

慶安四年四月二十日。將軍薨す。年四十。日光山に葬る。官位を贈る。葬於光山。官位一如前代。謚大猷。大猷公幼。英偉。東照公之。器。之。戒。台徳公。易嫡。亂。大猷公。木也。且竹千代。必爲明。代後必爲。速定。儲。代。將。定。其。保。傳。曰。父。必。求。其。子。類。已。是。不。協。之。原。也。宜。因其。器。成。申。就。之。吾。於。三。郡。有。終。身。之。憾。汝。輩。勿。使。將。軍。再。憾。也。及。長。聰。明。勇。決。恩。威。並。行。東。照。台。徳。巨。藩。各。自。偃。蹇。其。會。同。者。將。軍。或。郊。迎。之。禮。分。未。定。

及大猷公時。嘗盡召三天下。自論之曰。我祖考因解等。力一定天下。且以二其嘗比肩同等。故加禮待不三敢比譜第將士至於二光。則権益已主二大下。自有下與二祖考二異者。今已居二統之任。而不率一事。權非所宜也。自今待二卿等當同於二譜等。若不厭其各之國。

我が祖考は、卿等の力に因りて天下を定む。且つ其嘗て肩を比べ等を同じくせしを以て、故に禮待を加へ、敢て譜第の將士に比せず。家光に至りては、則ち禪襟より已に天下に主たり。自ら祖考と異なる者有り。今已に統率の任に居て、事權を一にせざるは、宜しき所に非ざるなり。今より卿等を待すること、當に譜第に同じくすべし。若し心に厭かすんば、其れ各自國に之け。暇を給する譜第に同じくすべし。若し心に厭かすんば、其れ各自國に之け。暇を給する刀を擲せよと。議侯、悚息して、刀を抽くこと寸許にして、輒ち退く。是より徳川氏の權勢益々定る。

- 祖父と父と ● 明承なりし故 ● 世臣の將士と同等に取扱はず ● むつき ● 暗服にて胡坐をかき
- 中身をしらべて見よ ● ももるへ

然而其事ニ皇室。恭順如故。再入朝。朝廷欲以爲太大臣。公固辭曰。先臣嘗得全首領以沒。是臣敢復哉。公甚基臣敬。先臣侍燕。公聞。是臣言。事。公輒改。乃改ニ衣。聞。是臣下。是臣善。摘。然。後。是臣非。而察。

然れども其の皇室に事へて、恭順なること故の如し。其再び入朝するや、朝廷以て太政大臣と爲さんと欲す。公、固辭して曰く、先臣嘗て此職を叨にす。幸にして首領を全くして以て没するを得たり。臣敢て復たせんやと。公甚だ祖先を敬す。諸老臣、燕に侍し、間々言東照公の事に及べば、公輒ち曰く、少く之を俟てと。乃ち衣帶を改めて、盥漱し、然る後に之を聽く。善く臣下のは非を摘察して、而して輕々しく之を口に發せず。眞跡の議有るに遇へば、輒ち曰く、某の貌は此の如く、性は此の如しと。其の知る所、諸老に過ぐ。久世廣宣の三子廣之、側衆と爲り、權寵有り。公、一日、卒かに之に問ひて曰く、汝、今朝諸侯の贈遺を得るかと。廣之拜して對へて曰く、然りと。贈者の姓名及び其物件を問ふ。廣之條對す。公曰く、未だ盡さざるなりと。廣之簿記を懷に取りて、之

不輕發之口。遇有歸陟之議。輒曰。某貌如此。性如是。其所知過於諸老。久世廣宣。三子廣之。爲側衆。有權寵。廣之條件。正盛太田資宗等。春日局の緣故を以て、皆寵任せらる。皆横邪に至らず。

● うやしくしたがふ。● 太政大臣の職をみだりに拜受す。● 酒宴の席。● 横々しく口に出さず。● 某の容貌はかやうく。性質はかやうく。● 一々こたふ。● あそれで汗を流す。● ほしいまよによこしまなること。

時承平既久。麾下風習漸趨者侈。往往不能自給。台德公之薨。頃賜金。又周賜。其俸婚嫁喪葬。概皆得。時に承平既に久しう、麾下の風習、漸く奢侈に趨る。往往自ら給する能はず。台德公の薨するや、遺金を頒賜す。又周く其俸を加ふ。婚嫁喪葬は、概ね皆官宗等。以春日局縁故。皆見寵任。皆不至横邪。

ると。即し明日緩急有らんに、出でて品川に次せんも、亦能くす可からざるなり。是の如くんば、則ち汝等吾を何地に置かんと欲するかと。因りて大息して泣下る。衆能く仰ぎ見る莫し。酒井忠勝、側に在り。颶言して曰く、諸君仁を恃み恩に狃れ、上を奉するの道を忘る。今より以往、假貸を容れず。各々自ら量度して、公上の念を勞する勿れと。衆、心服して罷む。已にして令を下して、諸士の子弟、年長けて用に堪ふる者は、擧げて番士に充つ。因りて俸を給す。又新番を置き、大番の子弟を以て之に充つ。又使を諸道に遣して、民の疾苦を問はしめ、數々賑恤の典を舉ぐ。

● 太平 ● まゝ自から生活立たず。● 分ち賜ふ。● 喜びの沙汰。● 賢を高うして。● 術金をせざ。● 身分を考へて國らぬやうにして。● 役に立つ者。● 賑し恵む所のこと。

貸於官。而猶告困乏。世子生之明年。有教盡召麾下。士人及諸吏。衆皆謂當有慶典也。公此日患頭痛。以手巾約額。扶杖而出。諭衆曰。聞汝等困乏甚矣。即明日申急出。不可能也。如是則汝等欲置吾於何地乎。

因大息泣下。衆莫能仰視。酒井忠勝在側。颶言曰。諸君恃仁。狃恩。忘孝。上之道。從今以往。不容假貸。各自量度。勿勞公上之念。衆心服而罷。已面下令。諸士子弟。年長堪用者。擧充二士。因給俸。又置新番。以大番子弟充之。又遣使諸道。問民疾苦。數舉賑恤之與。

台德公の時。青山忠俊罪を獲て遠江に放たる。公、政を親らするに及びて、未だ放于遠江。及ニ公親レ政。未レ及レ復之而死ニ配所。乃召ニ用其子宗俊。晚歲于信濃邑を信濃子宗俊。晚歲于信濃邑を信濃賜三邑。于信濃面諭曰。自吾盡忠誠。吾駿之功。汝父盡不爲意。使之死ニ配所。今悔無及也。猶將無レ之報ニ於汝慰ニ其寃事ニ魂。自今汝父事ニ我。也。君臣皆嗚咽。又大久保忠季肥前地八萬石。及其子忠任。終復ニ封。再鎮小田原。以白ニ父祖之寃。天下悅服。

台徳公の時、青山忠俊罪を獲て遠江に放たる。公、政を親らするに及びて、未だ之を復するに及ばずして、配所に死す。乃ち其子宗俊を召し用ふ。晚歲邑を信濃に賜ふ。面諭して曰く、吾の幼なるより、汝の父、忠を盡し誠を輸す。吾れ駿にして意と爲さず。之をして配所に死せしむ。今悔ゆるも及ぶ無きなり。猶ほ將に之を汝に報ぜんとす。庶幾はくは其冤魂を慰せん。今より汝、我が子に事ふるト、猶ほ汝の父の我に事ふるがごとくなれど。君臣皆嗚咽す。又大久保忠季に肥前の地八萬石を賜ふ。其子忠任に及びて、終に舊封に復し、再び小田原に鎮せしめて、以て父祖の冤を白かにする。天下悦服す。

● 流罪中に死す ● 老年 ● 我懲にして青山忠俊の事を心に掛けず ● 寛解に死したる靈魂 ● 有體觀

に唱ふ ● 愛ひて心服す

當公之時。名臣朝に盈つ。肥後守松平正之。掃部頭井伊直孝。大炊頭土井利勝。讀岐守酒井忠勝。周防守板倉重宗。伊豆守松平信綱。豊後守阿部忠秋等其最たり。公、世子たる時より、信綱・忠秋、侍臣たり。公、嘗て屋上の乳雀を見、近臣に命じて往きて之を捕へしむ。屋は將軍の燕室に係る。衆敢て往くなし。乃ち信綱を推して曰く、汝、年幼にして體輕し。宜しく往くべしと。信綱勉強して命に應じ、夜、潛に屋に縁りて之を索め、足を失して庭中に墮つ。譏諷然として聲あり。將軍は刀を提げ、夫人は燭を執りて出づ。信綱を見て、其來由を問ふ。對へて曰く、臣、雀兒を觀て之を愛し、竊かに來り捕ふるなりと。將軍曰く、否。是れ必ず主使する者あらんと。窮詰すること再四なるも而も告げず。將軍怒り、信綱を巨囊中に内れて、其口を緘し、之を柱に懸けて曰く、汝、實を告げすべ、出づるを許さじと。信綱囊中より之を爭ひて、旦に徹す。旦日、將軍出でて朝を見る。夫人、信綱の志を憫み、其飢を慮りて、私に囊口

當公之時。名臣朝に盈つ。肥後守松平正之。掃部頭井伊直孝。大炊頭土井利勝。讀岐守酒井忠勝。周防守板倉重宗。伊豆守松平信綱。豊後守阿部忠秋等其最たり。公、世子たる時より、信綱・忠秋、侍臣たり。公、嘗て屋上の乳雀を見、近臣に命じて往きて之を捕へしむ。屋は將軍の燕室に係る。衆敢て往くなし。乃ち信綱を推して曰く、汝、年幼にして體輕し。宜しく往くべしと。信綱勉強して命に應じ、夜、潛に屋に縁りて之を索め、足を失して庭中に墮つ。譏諷然として聲あり。將軍は刀を提げ、夫人は燭を執りて出づ。信綱を見て、其來由を問ふ。對へて曰く、臣、雀兒を觀て之を愛し、竊かに來り捕ふるなりと。將軍曰く、否。是れ必ず主使する者あらんと。窮詰すること再四なるも而も告げず。將軍怒り、信綱を巨囊中に内れて、其口を緘し、之を柱に懸けて曰く、汝、實を告げすべ、出づるを許さじと。信綱囊中より之を争ひて、旦に徹す。旦日、將軍出でて朝を見る。夫人、信綱の志を憫み、其飢を慮りて、私に囊口

信綱曰。汝年幼體輕。宜往。

信綱勉強應命。夜潛隠屋中。謀失足墮庭中。

將軍提刀。夫人執燭而來。由對曰。

臣觀雀兒愛之。竊來捕也。將軍曰。否。是必有主使者。窮詰再四。而不告。將軍怒。內信綱於三重囊中。而縛其口。懸之柱。日。汝不告實。不許出。信綱自三囊中爭之。澈且。日。將軍出視朝。夫人憫信綱之志。而慮其飢。私肱添口。以餓啞之。復縛其口。如初。日。中。將軍入。復詰之。終不改辭。夫人固請而縱之。將軍目送焉。謂夫人曰。孺子能如是。後必羽翼我兒。果如其言。

を脅き、餓を以て之に喰はしめ、復た其口を縛すること。初の如くす。日中に將軍入りて復た之を詰るも、終に辭を改めず、夫人固く請ひて之を縱す。將軍、目送して、夫人に謂ひて曰く、孺子能く是の如し。後に必ず我が兒の羽翼と爲らんと。果して其言の如し。

●名高き良臣 ●雀の子 ●休息の部屋 ●曲げて、無理に我慢して ●屋根を倒りて ●足をふみはづして ●ばたばと ●わけ ●指觸する所ありしならん ●間詰る ●大袋の中 ●袋の口を括り ●食ひあまりの食物 ●見送りて ●輔佐

信綱警敏絶人。而能下於人。公嘗欲急

信綱、警敏なること、人に絶して、而して能く人に下る。公嘗て急に一城樓を改造せんと欲す。信綱、工を督し、一宵にして成る。白紙を以て壁に糊す。新

改造一城樓。信綱督工。一宵而成。以白紙糊壁。如新築者。利勝讓之曰。不成則已。是使主人責難於下也。信綱謝曰。僕請終身以爲戒。信綱嘗有微求一條。信綱盡辨其不可。而還。衆稱其敏。忠勝讓之曰。列世恭順之旨。子豈不知乎。何必盡拒之爲。信綱驚悔無惜。

●はしこきこと衆人にたちこえて ●白紙にて標を貼りつく ●新らしき自里 ●烟草の御恩召を以て聞求むる所 ●いたゞ驚き後悔

公之始親政也。下教曰。大事。盡如三

公の始めて政を親らするや、教を下して曰く、大小の事、盡く東照公の約の如くせんと。伊達政宗、狀を上りて曰く、東照公曾て我を百萬石に封ぜんと

東照公約。伊達政宗上狀。約。伊  
封我百萬幕。勝利能く之を辨ぜ  
石願如約。幕病之利能勝。  
掃部頭能勝。曰。掃部頭能勝。  
議病之利能勝。曰。掃部頭能勝。  
辨之。乃命直孝退朝。直孝退朝。  
孝直孝退朝。直孝退朝。伊達氏。  
面見政宗。曰。聞公舉前代。約請封信乎。  
約請封信乎。曰。所謂約は、印信有るかと。曰く、有りと。曰く、蓋し偽ならんと。

政宗曰く、何ぞ、偽と謂ふを得んや。吾れ且つ之を示さんと。即ち出して之を示す。直孝受けて熟視して曰く、是れ故紙のみと。乃ち扯裂して爐火中に投す。政宗、色然として駭く。直孝笑ひて曰く、此約は蓋し一時の權宜に出づ。且つ事既に往く。今乃ち持して以て利を要むるは、何ぞ計の淺きやと。政宗曰く、老夫誤れりと。因りて笑ひて止む。福島氏の封を收むるや、羣議決せず。板倉勝重、直孝を薦めて曰く、掃部頭は人の足跡を踐まざる者と。乃ち直孝を召す。議遂に決するを得たり。勝重、京尹たること年久し。元和中老を以て職を辭す。台徳公優勞し、人を擧げて自ら代らしむ。勝重曰く、臣が長兒に若くは莫しと。乃ち重

宗に命ず。

● 幕府の評議に於て其處方に苦む ● 役所より退きて ● 御朱印 ● はご ● 引裂きて爐中に投じて燒く ● 風色を變へ ● 此の約束を思ふにたゞ一時のかりの計ひよりなしたるものなり ● 常人の眞似をせざる者 ● 京都所司代 ● 長子

而熟視曰。是  
故紙耳。乃扯  
裂投爐火中。  
政宗色然而曰。  
駭。直孝笑曰。  
此約蓋出二  
時權宜。且事  
既往矣。今乃持  
以要利。何計之淺也。政宗曰。老夫誤矣。因笑而止。福島氏之  
收封也。羣議不決。板倉勝重薦直孝曰。掃部頭不踐二人足跡者。乃召直孝議。遂得決焉。勝重爲京尹一年。久。元和中。以老辭職。台徳公優勞。使舉人自代。勝重曰。莫若臣長兒。乃命重

重宗慎密廉平なり。世のひと以爲へらく。其父に愧ぢずと。公嘗て疾有りて、  
平世以爲不愧。其父公嘗て不  
有疾。困劇。遠近疑懼す。既にして愈ゆ。使を京師に馳せて之を報す。重宗の答書  
近疑懼。既而愈。馳使京師。報之。重宗答書至。曰。臣遊

重宗、慎密廉平なり。世のひと以爲へらく。其父に愧ぢずと。公嘗て疾有りて、  
平世以爲不愧。其父公嘗て不  
有疾。困劇。遠近疑懼す。既にして愈ゆ。使を京師に馳せて之を報す。重宗の答書  
近疑懼。既而愈。馳使京師。報之。重宗答書至。曰。臣遊

獵數日而歸。以致奉答。稽緩。公覽之曰。京師驚擾。可知也。明日忠勝入覽其書。曰。京師驚擾可知也。侍者無解其意。俟忠勝退問之。對曰。周防守務示暇豫。非鑽衆情乎。侍者乃服。其上下一心。概如此。忠勝直孝少老。より老中に進む。而して正之は特に諸老の上に位す。

● 倘み深く注意こまかに欲少く公平なり。● 病氣のため困むこと甚だし。● かこたりむくる。● 一本に解を辨に作る。忠勝の意中分らず。● いとまあるやうに見せかくるは。● 大老、少老、老中の上位に在り。

正之爲台德公孽子。公侍婢有孕而出。生三男於其鄉。邦俗端午節。有男兒者樹章幟于門。幟用葵章。

正之は台徳公の孽子なり。公の侍婢孕む有りて出で、男を其郷に生む。邦俗端午の節に、男兒ある者は、章幟を門に樹つ。婢家の幟に葵章を用ふ。吏詰りて其故を得たり。證左有り。遂に以て聞す。保科正光、子無きを以て、請ひて嗣と爲すを得て、名を正之と命す。大猷公立ちて未だ達せざるなり。公、嘗て鷹を馴郷に放つ。羣騎散じて、自ら息ふ。公、近臣數人と微行して、邑中の佛寺に入る。

寺僧、誰何す。公曰く、吾は番衆なり。願はくは少く此に息はしめよと。僧與に坐して談る。公、其壁畫の頗る雅なるを視て、之に謂ひて曰く、貴寺僻に在り。何を以て是の如きを得る。豈に大檀越有るかと。曰く、有る無し。唯保科氏有るも、亦貧乏にして爲すあるに足らず。吾れ聞く、保科君は、將軍の親弟なりと。小民猶ほ兄弟を恤むを知る。貴人は何ぞ情薄きこと此の如きと。公、色少しく變じ、從者をして辭謝して出づ。

● 妻園の子 ● 腰元女 ● 日本の風俗 ● 家紋あるのぼり ● 窓の紋 ● 聞探あり ● 耳に入らざなし

吏詰得其故。有證。左遂以聞。保科正光。以無子。請得。爲嗣。命之。大猷公立。而未達也。公嘗放鷹於廳。自息。羣騎散而近。臣數人微行。入邑中佛寺。寺僧誰何。公曰。吾番衆也。願少息此。僧與坐而談。公視其壁畫頗雅。謂之曰。貴寺在僻。何以得若。是豈有大檀越邪。曰。無有也。唯有保科氏。亦貧乏不足。有爲。吾聞保科君。將軍親弟也。小民猶知恤兄弟。貴人何情薄如此。公色少變。目從者辭謝而出。

頃之羣騎至。

頃くして羣騎至り。將軍を索めて、之を僧に問ふ。僧曰く、牆に數少年ありて

索將軍問之。僧曰。齋有二數。少息也。騎居大驚。誅。是將軍也。驕有教。于萬石。賜松形。正封三。山正封三。火正封三。遷正封三。徙正封三。鄉正封三。香正封三。石正封三。給正封三。後正封三。鎮正封三。會正封三。津正封三。累正封三。中正封三。將正封三。好學。實位。敦親。重之。召之。而世子。子襲。特親。終之。臨之。而世子。子襲。公性。遷之。而世子。子襲。公老。而世子。子襲。家綱。世子。子襲。以俟其長。大

來り息ふと。騎曰く、是れ將軍なりと。僧大に驚きて誅を懼る。居ること何も無くして數有り。正之を山形の二十萬石の増封して、松平氏を賜ひ、礪鄉の寺に香火の邑を給ふ。後に正之徙りて會津を鎮す。四位の中將に累遷す。性敦實にして學を好む。公、特に之を親重す。公、終に臨みて諸老を召して、而して世子家綱を屬す。世子、職を襲ぐ。甫めて十一なり。天資仁恕なり。時に利勝已に卒す。正之以下遺命を受けて、幼主を補佐し、敢て慶讓を爲さずして、以て其長するを俟つ。大納言義直は公に先だちて卒す。頼宣・頼房は猶ほ健なり。國に流言多し。

- 一 一本に也の字耳記作る 二 誰間に處せられんことを心配す 三 寺領 四 心あつく著賞なり 五 うまれつき 六 買物、功を賜び耶を圖むる意 七 いひふらし

明暦三年、江戸に災あり。歲を踰えて滅せず。城郭第舍延焼して略々盡く。物情恂然たり。信綱、忠秋、内外を指麾して、事皆立ちどころに辨す。忠勝等協議して、盡く諸侯を罷めて國に就きて、各々其民を撫せしめ、土木を經理して盡く舊觀に復す。天下復た動搖せず。既にして親藩の老臣前後皆卒す。而して將軍政を親す。諸侯の質の城中に在る者を各第に還し、殉死を禁す。職に在ること三十一年にして、薨す。寛永寺に葬る。嚴有と謚す。

- 一 後西院の年號 二 翌年まで火消えず 三 幕府の内外をさしブして 四 普請の事を監督してのこらず元の姿にかへず 五 驚動せず 六 将軍御一家の大名の老臣たち

是より後、寛永<sup>くわんえい</sup>増上<sup>そうじやう</sup>の一寺、徳川氏の<sup>えい</sup>壇域<sup>へんごく</sup>と爲る。初め東照公<sup>そせんこう</sup>に事ふるに甚だ謹む。後陽成帝嘗て公に賜ふに菊桐章<sup>きくとうしよう</sup>を以てせんと欲す。辭して曰く、

域。初東照公事。祖先甚謹。後陽成帝嘗公欲三賜。公以菊桐章辭。曰。此已賜足利氏。非新田氏之榮也。臣自有二墓。章焉。天恩苟欲酬微勞。伏願錄臣祖先。乃詔贈上四府忠府正將位軍父廣納言。

其父老に問ひて、義重・義貞の故趾を得て、一寺を建て、大光と曰ひ、以て詔書を奉じて、參河の大樹寺と與に、皆勅願寺に准す。台徳・大猷の二公、益々祖先を敬す。故を以て、後嗣親しく兩塋を拜するを以て常務と爲す。上野・參河の如きは、則ち使を遣して祀を修む。而して在職の中、必ず一たび日光廟に詣す。以て重典と爲す。

● 墓地 ● 墓の紋章 ● 天子御恩を垂れて僅かの勞を貢せんとなれば ● 官位を與へよ ● 一本に正三位或ひは從三位に作る ● 上るきあと ● あとつぎ ● 二箇の墓 ● 重き儀式

勝等如新田世良田徳川諸邑。問其父老。得義重・義貞故址。建一寺。曰大光。以奉詔書。與

參河大樹寺。皆准勅願寺。台徳・大猷二公益敬祖先。以故後嗣以三親拜兩塋爲常務。如上野參河。則遣使修祀。而在職之中。必一詣日光廟。以爲重典。

嚴有公、薨す。嗣無し。弟中將諱は綱吉、館林より入りて職を紹ぐ。二十九年にして薨す。常憲と謚す。從子中納言、諱は家宣、甲斐より入りて職を詔ぐ。四年にして薨す。文昭と謚す。世子諱は家繼、職を襲ぐ。四年にして、薨す。有章と謚す。嗣無し。賴宣の孫中納言、諱は吉宗、紀伊より入りて職を紹ぐ。大に曾祖の政を修め、精を厲して治を爲す。釐革する所多し。天下號して徳川氏中興の主と爲す。三十年にして、職を辭し、後六年にして、薨す。有徳と謚す。世子諱は家重、職を襲ぐ。十七年にして薨す。惇信と謚す。世子諱は家治、職を襲ぐ。二十五年にして薨す。浚明と謚す。浚明公以上嚴有公に至るまで、官位に敍任すること、概ね常例有り。世子たる時は、正三位に敍し、大納言に任す。大將軍を襲ぐに及びて、正一位に進み、内大臣・右大臣に累遷し、右近衛大將

を兼ね。薨するに及びて、正一位大相國を贈り、謚を賜ふ。其軍職帶ぶる所は皆同じ。大納言以前、敍任は源氏・足利氏の故事の如し。而して天使就きて拜す。天下に布告するは、大納言より始る。

●をひ ●熟めはぎみて政治をなす ●をさめあらたむ ●一本に定とあり

為治多所釐革。天下號爲徳川氏中興之主。三十年。辭職後六年。薨。謚有徳。世子諱家重襲職。十七年。薨。謚。厚信。世子諱家治。製職。二十五年。薨。謚。浚明。浚明公以上至嚴有公。敍任官位。概有常例。爲二世子。時。敍正三位。任二大納言。及製。大將軍。進正二位。累遷内大臣。右大臣。兼右近衛大將。及薨。贈正一位。大相國。賜謚。其軍職所帶皆同。大納言以前。敍任如源氏足利氏故事。而天使就拜。布告天下。自二大納言始。

初有徳公爲後世深慮。就世祿中立官俸。增減法。及祿其二土。給。復建封。士不三田。安石。賜第。于田安。一萬石。廩粟十萬石。第。于田安。一橋。賜。厚信。又例に沿ひて其一子を祿し。清水に第し。皆省卿と爲す。浚明公子を祿するに及びて。復た封土を建てす。廩粟十萬石を給し。第。于田安。一橋に賜ふ。厚信公又例に沿ひて其一子を祿し。清水に第し。皆省卿と爲す。浚明公嗣無きに及びて。今之公。一橋より入りて世子と爲る。名は家齊。實に有徳公の曾孫なり。職を襲ぐに及びて。復た其政を修め。賢に任じ能を使ひ。百廢悉く

舉る。在職最も久し。左大臣に累遷し。遂に太政大臣に拜せらる。固辭すれども命を得ず。又世子家慶を以て。從一位内大臣に進めらる。是に於て。掃部頭井伊直亮。越中守松平定永をして。入朝して恩を謝せしむ。源氏・足利氏以来。軍職に在りて太政官を兼ねる者は。獨り公のみ。蓋し武門の天下を平治すること。是に至りて其盛を極むと云ふ。

●深く考へ ●御蔵の米 ●八省の卿 ●種々の才たれたること悉く再興す ●將軍職 ●最盛の時期なり

一橋。惇信公。又沿例祿其一子。第。于清水。皆爲省卿。及浚明公。無。及。渡明公。無。嗣。今公。自。一橋。入。爲。世子。嗣。入。爲。世子。名。家齊。實。有。德。公。曾。孫。及。製。職。復。修。其。政。任。賢。使。能。百廢。悉。舉。在。職。最。久。累。遷。左。大臣。終。拜。太。政。大。臣。固。辭。不。得。命。又。以。世。子。家。慶。進。從。一。位。内。大。臣。於。是。使。掃。部。頭。井。伊。直。亮。越。中。守。松。平。定。永。入。朝。謝。恩。源。氏。足。利。氏。以。來。在。軍。職。兼。太。政。官。者。而。已。暨。武。門。平。治。天。下。至。是。極。其。盛。云。

外史氏曰く、吾嘗て江戸に遊び、其城闕の壯、侯伯邸第の夥しきを觀る。既にして東海を歷て、尾濃の間に彷徨し、北は信越の諸山の綿亘重疊して來り、

侯伯夥。既而邸第之海。彷徨。南北山嶺。尾連東之越。諸山綿亘。信望。其遙。其近。沃野洪濶。重疊而來。其南沃野洪濶。與參遠接。真天。天下之衛路。萬馬之馳驟。今布列第者。其初皆嚮背於此也。蓋源平以還。治少くして亂多し。羣雄恭峙し。分裂梗塞して、

其の幾百歳を閱するかを知らず。而して今吾緩帶垂橐。糧齋さすして行く。是れ時勢を知らざるの論なり。吾曰く。公の天下を取るは、大阪に在らずして、關原に在り。關原に在らずして、小牧に在りと。夫れ公は織田氏の屬國なり。而して太閤は其將校なり。太閱は織田氏の將校を以て身を起し。乃ち其君の遺孤を欺き。之に加ふるに兵を以てせんと欲す。諸同列。其力を畏れ。其恵を私して。遂巡して。敢て爭ふ莫し。而るに公。獨毅然として弱を扶けて。強に抗す。野次の一戦に。其二駒将を獲たるは。固より以て奸雄の膽を破り。而して天下の心を服するに足る。

今吾緩帶垂橐。不窓糧而行焉。則誰之

● 城門の壯觀 ● さまよふ ● 肥沃の田野廣々として。はせまほる。● 經過 ● 盜賊等の危害に備ふる必要なこと。織田公は其の上に兵力を以て之を亡ぼさんとす

力邪。世論者或病太坂之事。爲累東照公之德。是不知時勢之論也。吾曰。公之取天下。不在太坂。而在於關原。不在于關原。而在於小牧。夫公織田氏屬國也。而太閱其將校也。太閱以織田氏將校起身。乃敗其君之遺孤。欲加之以兵。諸同列畏其力。私其惠。遂巡而莫敢爭。而公獨毅然扶弱而抗強。野次一戰。獲其二駒將を獲たるは。固より以て奸雄の膽を破り。

當是之時。所據。近畿諸州。不過太閱。而公懷之。觀望烏集。人。觀望を

民。加以甲信。之精銳。動舊忠義。如雲。如雨。使和親。不。是の時に當りて。太閱の據る所は近畿の諸州に過ぎず。瓦合烏集。人。觀望を懐く。而して公は參遠膠漆の民を以てし。加ふるに甲信の精銳を以てす。動舊忠義。雲の如く。雨の如し。和親をして成らしめず。兩姓をして兵を構へしめば。天下の事。未だ知るべからざるなり。昔者。曹操。劉玄徳に謂ふ。天下の英雄は、唯君と我とのみ。袁本初の輩は論するに足らずと。今太閱を以て柴田勝家等を視るに。猶ほ操の本初に於けるが如し。而して其の公を憚るや。啻に玄徳のみな

成。兩姓構兵。天下之事。未可知也。昔者曹操謂劉玄德。天下英雄。唯君與我。實本初輩不足論。今以太閤視柴田勝家等。猶三操之於二本初。而其憚徳。宜其卑辭厚禮。多方講和。是太閤至計。所三以速取天下。而天下之權。已在於德川氏矣。何哉。我戰勝而彼求和。求者在彼。許者在我。我欲和則和。欲戰則戰。安危禍福。一取決於我。我不已。有天下之權也邪。唯夫權在於我。是以班爵之崇。封土之隆。不得不置之天下侯伯之右。

らす。宜なり。其の辭を卑くし、禮を厚くして、多方、和を講ずることや。是れ太閤の至計、速に天下を取る所以なり。而して天下の權は、已に徳川氏に在り。何ぞや。我れ戦ひ勝ちて、彼和を求む。求むる者は彼にあり。許す者は我に在り。我和せんと欲せすれば則ち和し、戦はんと欲れすば、則ち戦ふ。安危禍福、一に決を以て班爵の崇、封土の隆、之を天下侯伯の右に置かざるを得ず。

●解散しきよせあつめ ●天下の形勢を見て居る ●分離せざる堅きあつまり ●未だ何となりしゃらす ●専ら決定は徳川氏による ●位の順序を高くすること ●采邑を多大に與ふること

## 太閤末路。兵

太閤の末路、兵は外に連り、士は内に亂る。而して之を能く定むる莫し。能く

連子外。士亂子内。而莫之能定。能定之者。公而已矣。太閤一嘆。制ニ馭天下者。非公而誰。是其勢。不待智者。而後知。特未知事。是羣雄相聚り。天下を推して徳川氏に貽る者なり。何となれば則ち彼自ら賞を開きて、我をして之に乗せしむ。我天下に辭有り。天下誰か能く之を禁ぜん。是に於て、朝廷、之に上將の任を授けて、以て天下の侯伯を統べしむ。

會同朝聘、東に於いてせざる莫し。則ち大坂は徒に一侯國の坐食する者ののみ。公已に織田氏の孤に忍びす。寧んぞ復た豊臣氏の孤に忍びんや。蓋し以て善く之を處する有るを思ふ。而して彼れ察せずして、専ら猜疑を挾み、再び自ら賞を開きて、其覆滅を速にす。公に於いて何ぞ累せん。公の雄武老練なる、太閤と雖も、其の畏るゝ所に非す。況や當時の羣雄に於いてをや。直に之を見童視す。而して何ぞ驕婦駭孺に有らんや。而るを公謀を蓄へ慮を積みて、之を躰すと謂ふは、皆時情を知らざる者なり。

以統天下侯  
伯。會同朝聘。  
莫不於東。則  
大坂徒一侯國之坐食者耳。公已不恩織田氏之孤寧復忍於豐臣氏之孤乎。蓋思有以  
善處之。而彼不察焉。專挾猜疑。再自開釁。而速其覆滅。於公何累焉。公之雄武老練。雖太  
閻非其所畏。況於當時羣雄。直兒童視之。而何有於驕婦駿孺哉。而謂公蓄謀稽慮而號之。皆不知時情者也。

公自少小轉質。國已極艱虞。及其主國。又接境助敵。百戰爭鋒。公是少少より隣國に轉質し、已に艱虞を極む。其の國に主たるに及びて、又境を勁敵に接し、百戦して鋒を争ひ、寸攘尺取。纔に五州を定む。而して織田・豊臣氏は、其間を以て近畿を奄有し、暴に强大を致す。蓋し公を以て遲鈍と爲さざる無し。而して天の公を成す所以は乃ち是に在るを知らず。二氏の天下に於ける、唯速に之を得たり、故に速かに之を失ふ。公は未だ嘗て天下を取るに急ならざるなり。而して天下の釁、毎に以て公を開くに足る。嗚呼、是れ其の長く天下を有ちて、以て今日の盛業を基する所以なるか。

● 繁縝あるのみ ● 死去し ● 頭若にあらずも明瞭なり ● 言釋の言葉 ● 大名の會合出仕 ● 何等  
公の徳にきづく事なし ● 小供と同一に觀る ● 深君 ● 秀穂

● 彼方此方と人質となり ● 國境は強敵とつまき ● 少しづゝ取ること ● あはひて所有し ● 天が家  
康として大業を成さしむる所以を知らず ● 家康の運を開く ● 盛大なる事第

知下天之所以成。公乃在於天。是二氏之於天下。唯速得之。天下之釁。每足。是以開公。嗚呼。是其所以長有天下。以基中今日之盛業也歟。

不許複製

昭和四年二月十四日印 刷

行 漢文叢書 下(非賣品)

編輯者

塚本哲三

發印  
行刷者

東京府下大久保町西大久保二百三十六番地

東京市神田區錦町一丁目十九番地

三浦捷一

印刷所

東京市神田區錦町三丁目九番地

有朋堂印刷所

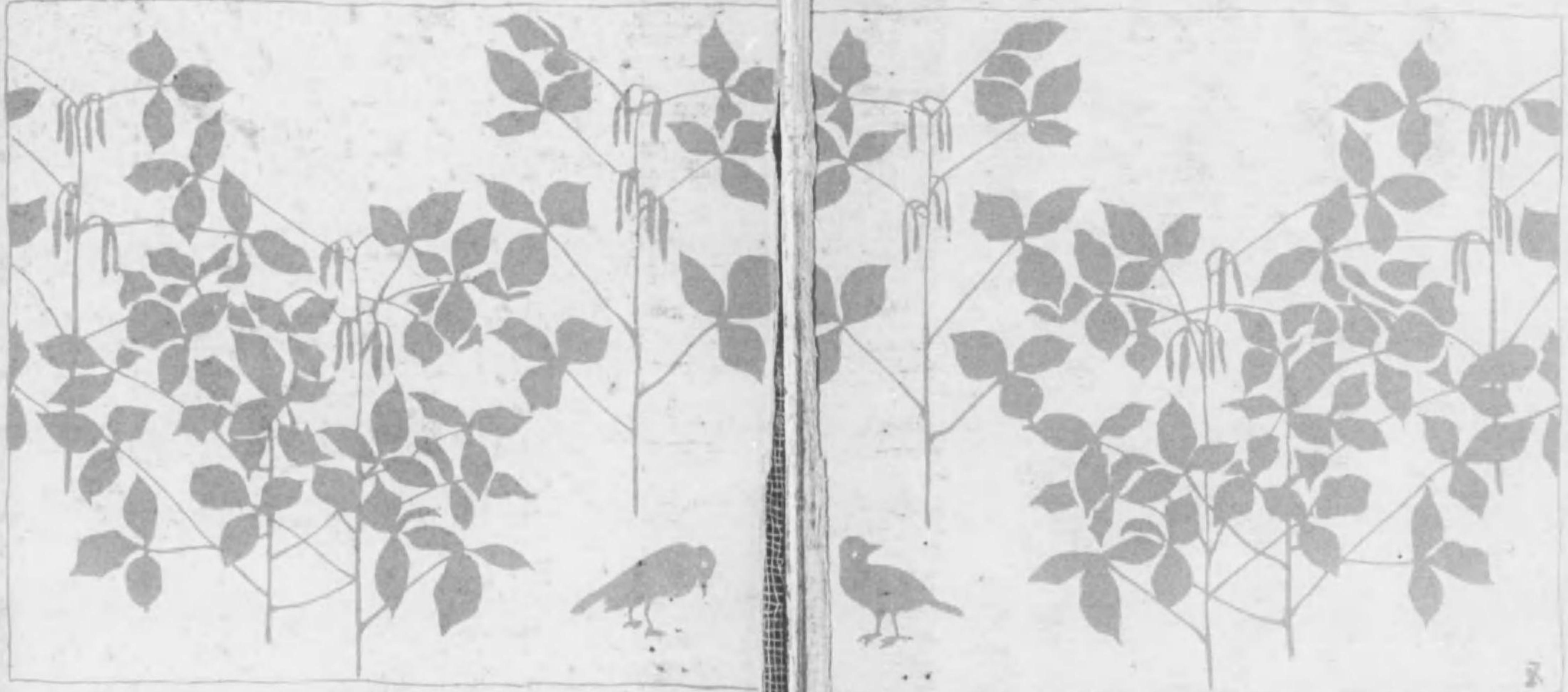
發行所

東京市神田區錦町一丁目十九番地

有朋堂書店

(本製山岡)

375  
42



終